

「矢作川水域における水生生物保全環境基準の類型指定について（案）」に対する意見の概要と県の考え方

「矢作川水域における水生生物保全環境基準の類型指定について（案）」について県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、平成21年1月16日（金）から平成21年2月16日（月）まで、県民の皆様から御意見を募集しましたところ、4名の方から延べ24件の御意見をいただきました。

意見の概要と県の考え方は、以下のとおりです。

【水生生物保全環境基準について】

番号	意見の概要	県の考え方
1	アルミニウム、スズ、カドミウムなどの金属類、及び要監視項目に位置づけられた3項目以外のP R T R制度の対象となる化学物質も環境基準項目または要監視項目として位置づけが必要ではないか。	<p>水生生物保全環境基準は国が定めたものです。</p> <p>国は、数多くの化学物質の中から、国内外の法律等（P R T R法を含む）に基づく規制の対象で、かつ水生生物が継続して暴露される可能性の高い物質をリストアップし、その中から水生生物に対して信頼できる毒性データが存在する物質について目標値を導出し、目標値が導出できた8物質について、公共用水域における検出状況等を考慮し、現時点では全亜鉛を水生生物保全環境基準項目に、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドを要監視項目にしています。</p> <p>また、水生生物保全環境基準を含めて環境基準は常に新たな科学的知見等に基づいて必要な追加・見直し作業を継続していくものとしています。</p>

2	<p>水生生物保全環境基準の水域の区分として「淡水域」と「海域」に分けられているが、「汽水域」についても区分して監視すべきではないか。</p>	<p>国は、「河川の汽水域については、水生生物の生息という観点からは特異的環境とも考えられるが、正確に汽水域を特定することが困難であることから、これまでの水域区分によること」として、従来の生活環境項目と同様に汽水域と淡水域を区分しないものと整理しており、本県もそれに基づき調査を実施し類型指定を行っています。</p> <p>〔出典「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」(中央環境審議会第1次答申 平成18年4月)〕</p>
3	<p>水生生物保全環境基準として全亜鉛が示されているが、将来的には水生生物そのものによる指標も環境基準項目あるいは要監視項目として設定するべきではないか。</p>	<p>国が定めた水生生物保全環境基準は、化学物質による水生生物への影響の防止という観点から設定されていることから、化学物質が指標となっています。</p> <p>なお、本県では健全な水循環の再生を目指す「あいち水循環再生基本構想」(平成18年3月策定)に基づき河川などの健康状態を総合的に判断する指標として「あいちの水循環再生指標」を作成しており、水生生物の生息状況をその指標の一つとして活用しているところです。</p>
4	<p>水生生物保全環境基準は、水域類型をせず、健康項目と同様に全ての公共用水域を対象にすべきではないか。</p>	<p>人の健康の保護に関する環境基準は、御指摘のとおり、全公共用水域につき一律に適用されるものとして設定されています。これは、人の健康は、なにものにも優先して尊重されなければならないため、水域ごとに数値に差を設けたり、一部の水域には適用しないこととすることが適当ではない</p>

		<p>ことによるものです。</p> <p>一方、水生生物保全環境基準については、「生活環境という概念の中心にある有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象とするものであり、環境基本法上の環境基準のいわゆる生活環境項目と位置づける」とされていることから、水生生物保全環境基準については、水域類型を設け環境基準を適用するものです。</p> <p>〔出典「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」(中央環境審議会等答申 平成15年9月)〕</p>
5	<p>河川ではいずれの類型も全亜鉛の基準値が0.03であり、類型を区分する必要性が分からない。区分するのではあれば、要監視項目のように生物Aや生物特Aについては基準値を低くするべきではないか。</p>	<p>水生生物保全環境基準の基準値設定に当たっては、国が、生息する水生生物の違いにより生物A(冷水性)と生物B(温水性)の類型に区分し、水生生物に対する毒性データからそれぞれの水域類型ごとに基準値を導出しております。</p> <p>その結果、現時点で環境基準項目として設定された全亜鉛については、基準値がいずれの水域類型も同じ値となったものです。</p>
6	<p>環境基準を超過したデータがあるが、この原因は自然由来のものか。人為的なものであれば、対策も可能であるが、自然由来の場合どうするのか。</p>	<p>鹿乗川及び介木川において、いずれも平成16年度に水生生物保全環境基準値を超過したデータがありましたが、その原因は不明です。</p> <p>環境基準超過の原因が明らかに自然的原因であると判断される場合には、国は、水生生物保全環境基準としての適用</p>

		を除外することもできるとしております。なお、本県においては垂鉛について自然的原因となりうる鉱床地帯等は確認されていません。
7	<p>「水域類型に対応する主な魚介類」について、水生昆虫類、水生植物（水草や付着藻類など）が含まれていない。水質の変化を見る指標としては、個体サイズの大きい魚介類よりも、サイズの小さい水生昆虫類や藻類の方が反応が速く適しているのではないか。</p>	<p>水生生物保全環境基準の評価に当たっては、全垂鉛を指標として水質の把握を行ってまいります。</p> <p>「水域類型に対応する主な魚介類」は、水質の変化を見る指標ではなく、類型指定する際の参考として、国が淡水域で生息する主要な魚介類を分類し示したものです。</p> <p>なお、本県では健全な水循環の再生を目指す「あいち水循環再生基本構想」(平成18年3月策定)に基づき河川などの健康状態を総合的に判断する指標として「あいちの水循環再生指標」を作成しており、水生生物の生息状況をその指標の一つとして活用しているところです。</p>
8	<p>「水域類型に対応する主な魚介類」について、これら以外の水生生物の生息状況を考慮する必要があるのではないか。全国一律ではなく地域特性に応じた水生生物を抽出すべきではないか。</p> <p>「水域類型に対応する主な魚介類」以外の在来種及び特色のある魚介類（希少種を含む）水生昆虫類などの情報は検討に含まれるものではないのか。全国一律の検討方法の</p>	<p>「水域類型に対応する主な魚介類」は、水質の変化を見る指標ではなく、類型指定する際の参考として、国が淡水域で生息する主要な魚介類を分類し示したものです。</p> <p>今回、本県が実施した現地調査、既存資料調査、漁業協同組合や専門家に対するヒアリング調査結果等から、水域類型を区分するための必要な情報が得られました。</p>

	中に、各々の河川の個性は無視されるのか。	
9	河川の水質保全は水田や用水路に生息するメダカやタナゴ、カエル類にとって重要である。「水域類型に対応する主な魚介類」について、これらは触れられていないが、水系全体の生物保全を考える必要があるのではないか。	国が定めた水生生物保全環境基準については、生活環境という概念の中心にある有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象として設定されたもので、水生生物全般の保全を目的としています。
10	従来の環境基準は数値管理で評価の目的が明確であった。水生生物保全環境基準については評価の目的がはっきりしないが、類型指定の意義について整理された考え方・手順はあるのか、国を受けて自動的にやっていることなのか、県別に独自性を入れて行うのか示してほしい。	<p>国が定めた水生生物保全環境基準については、化学物質による水生生物への影響を防止する観点から設定されているものです。</p> <p>水生生物保全環境基準の類型指定の基本的な考え方や方法等については国が都道府県に示しており、本県はそれに基づき調査を実施し地域の状況を踏まえて類型指定を行っています。</p>
11	<p>何を根拠に、最近5年間の水生生物の生息状況と水域の水温特性に関する情報を調査して設定しているのか。約40年前の方が本来の河川水質の状態に近いと思われる。</p> <p>水生生物生息状況の調査結果が示されているが、昔の良好な矢作川の状態を正確に反映しているとは言い難い。現状非悪化だけでなく、昔の良好な矢作川に回復させることを念頭においた類型区分が望まれる。</p>	<p>国は、化学物質による水生生物への影響を防止する観点から水生生物保全環境基準を設定し、具体の水域について水域類型の指定を行っていますが、その検討に際しては現況の情報を基本としており、本県も国と同様に現況の情報を基本としました。</p>

12	矢作川ではアユ漁が盛んであり、アユの生息に適した河川環境の保全が重要ではないか。アユの生息に配慮した水域類型指定が望まれる。	国は、アユは水温の適応範囲が広いことから類型区分の指標にはしていません。 水生生物保全環境基準については、生活環境という概念の中心にある有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護を対象として設定されたもので、水生生物全般の保全を目的としています。
----	--	---

【矢作川水域における水生生物保全環境基準の類型指定について】

番号	意見の概要	県の考え方
1	<p>「現時点で特別域の当てはめの検討に足る情報はなく、現段階では特別域の設定は困難である。」とあるが、情報は豊富にあり、調査不足ではないか。「検討に足る情報はなく」は削除するか、「当該調査期間において把握されたデータで」を加筆されたい。</p>	<p>現地調査及び既存資料調査、漁業協同組合や専門家に対するヒアリング調査結果等から、現時点で特別域の当てはめを必要とする情報はありませんでした。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、「現時点で特別域の当てはめの検討に足る情報はなく、現段階では特別域の設定は困難である。」を「本調査において把握されたデータで特別域の当てはめを必要とする情報はなかった。」と修正します。</p>
2	<p>21世紀の「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で」の水生生物の保全に係る水質環境基準なのであるから、案の類型と区間区分は粗すぎる。</p> <p>矢作川、巴川、乙川、矢作古川、男川、雨山川及び乙女川下流については細かく区間を分け、自然性に富む区間を特別域（生物A又は生物B）に指定されたい。</p>	<p>特別域については、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域を指定するものです。</p> <p>現地調査及び既存資料調査、漁業協同組合や専門家に対するヒアリング調査結果等において把握されたデータで特別域の当てはめを必要とする情報はありませんでした。</p>
3	<p>巴川は香嵐溪の下流域と上流域で河川の状況、流域の状況が全く異なっている。香嵐溪の下流部の他の河川の合流点で類型を区分する必要がある。</p>	<p>現地調査及び既存資料調査、漁業協同組合や専門家に対するヒアリング調査結果等から、巴川本川全域で生物Aの魚介類の生息情報はなく生物Bの魚介類の生息情報があったことから、全域を生物Bとしています。</p>

4	<p>乙川における「天神橋」において類型を分けるに足るような具体的な流況変化の根拠を示す必要がある。</p>	<p>現地調査及び既存資料調査、漁業協同組合や専門家に対するヒアリング調査結果等から、「天神橋」よりも上流は生物Aの魚類(アマゴ)の生息情報があること、また、「天神橋」は乙川とその支川である毛呂川とが合流する地点の直下であり、この地域の主要道路に架かる橋という代表的な構造物であることから、類型を区分する地点としています。</p>
5	<p>現在、環境基準の類型を指定しているすべての水域について水生生物保全環境基準の類型を指定するのか。現在の利水目的による類型指定の考えとの違いを明確に示す必要がある。</p> <p>今回示された河川の他にも規模の大きな河川があるので類型指定が必要ではないか。</p> <p>上流部や支川は類型指定の対象ではないのか。矢作川水域としての水生生物の保全が目的であるならば、水系内の全ての河川を含むべきではないか。</p> <p>「雨山川及び乙女川下流」とあるが、「上流」は類型指定しないのか、その理由を記載されたい。乙女川の下流と上流の「境界線」はどの地点か。</p>	<p>水生生物保全環境基準は生活環境項目として位置づけられていることから、既存の生活環境項目の水域類型の指定がされている水域を対象とするものです。</p> <p>乙女川は、既存の生活環境項目の類型が指定されている「乙女川下流」について、水生生物保全環境基準の類型指定を行います。</p> <p>なお、乙女川の下流とは、雨山川の合流点より下流としています。</p>

6	<p>矢作川水系の上流部（男川最上流域、巴川最上流域、雨山川及び乙女川下流）は積極的に自然環境保護・創造を行うという意味も含めて、矢作川河口、矢作古川河口、鹿乗川（「生物B」）と異なった類型指定を行う必要がある。</p> <p>【2件】</p>	<p>現地調査及び既存資料調査、漁業協同組合や専門家に対するヒアリング調査結果等から、男川、巴川、雨山川及び乙女川下流については生物Aの魚介類の生息情報はなく生物Bの魚介類の生息情報があったことから、全域を生物Bとしています。</p>
---	--	---